

安全報告書



明日に翔くうさぎのマーク

Rabbit Express

2022



作成:2022年5月



1. ごあいさつ

平素よりラビット急行をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

運輸事業の「安全」は経営の根幹であり、何よりも優先される最重要事項であります。

本年におきましても中央研修所における受講者の派遣を引き続き行い、ベテラン並びに中堅クラスへの乗務研修や雪道研修等の社内研修を行ない、普段補いきれていない安全運転への実技訓練を行います。

また、健康管理においても年2回の健康診断、3年毎に行う脳ドック、心臓エコー等を行う事により病源の早期発見、治療に取り組んでおります。

加えて、産業医または保健師による健康講和も年5回ほど開催をし、乗務員およびその他従業員の健康意識の高揚に社をあげて取り組んでいます。

「今日も大切な一日を乗せて」を合言葉に御利用いただいたお客様の大切な一日を「お守りする気持ち」それがラビット急行のハートであります。

今後も全社一丸となって取り組んでまいりますのでよろしくお願い申し上げます。

ラビット急行株式会社

代表取締役社長 松永 新一



2. 輸送の安全に関する基本的な方針

＜安全第一＞

経営トップは、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たすとともに、輸送の安全性向上に努めます。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させます。そして、安全統括責任者からの報告・施策については積極的に取り入れ、会社全体が「安全」という2文字の一体感となる様に取り組んでまいります。より質の高い安全への追及(ヒューマンエラーの削減)のため経営トップ自ら先頭に立ち、①ハード面(車両・ASV技術)、②ソフト面(健康・教育)、そして昨年度に取得した③グリーン経営を実践していくことが会社として地球環境にやさしい経営を継続し、合わせて④感染症等への対策、⑤数十年に1度のリスクに対する回避対応ができる会社を目指します。

＜コンプライアンスをよく理解し、誠実に行動する＞

社長及び役員、社員(社員に準ずる者を含む。以下「社員」という。)の安全に係る行動規範は次の通りです。

- ①輸送の安全に関する法令及び関連する規定(本規定を含む。以下「法令等」という)をよく理解するとともにこれを遵守し、忠実に職務を遂行する。
- ②常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努め、最も安全と思われる行動をとるよう努める。近年は自然災害に見舞われることが多く、必要機器等を使用して、非常時の対応マニュアルに沿った行動も常に心掛けておくよう努める。
- ③事故・災害・感染症等が発生したときは人命救助を最優先に行動し、速やかに安全適切な処置に努める。
- ④情報は漏れなく迅速・正確に伝え、透明性を確保する。
- ⑤常に安全に対する問題意識を持ち、必要な変革に努める。

＜管理体制の好循環＞

安全マネジメントを全社員が理解し、一丸となって実施し、PDCAサイクルの徹底により継続的に見直して改善に努めます。

＜健康管理＞

社員一人一人の健康が安全の確保につながるという意識を徹底させ、健康診断・無呼吸症候群・脳ドックの診断等を確実にを行い、その結果を踏まえてトップ自ら個々の社員と話し合い、医師のアドバイスを受けながら健康管理を行います。まさしく健康に関してのPDCAサイクルを目指します。感染症の情報を取得し常に最新の対策を取るよう産業医とも連携を取っていく

＜根絶＞

違法薬物の使用や運行前の飲酒については、徹底的に根絶し、社員が入り込まないように、社内でも教育を強化して行っていきます。

＜環境・災害＞

地球温暖化により世界基準レベルの新型車両の導入並びに日頃の行動・生活においても、分別・省エネを考えた行動を率先して行います。又、地震や台風等の災害時には、地域の防災や復旧拠点としての役割を担える会社となるよう努めます。又、感染症が発生した場合には、輸送業務が滞ることなく継続できるよう、マニュアルを整備することと並行して、社内で感染者を発生させない、あるいは感染を拡大させない為のマニュアル作りを同時に行ってまいります。

＜風化＞

2018年11月15日の事故の教訓を生かし、セーフティーファーストが何よりも優先することを社員一同、胸に刻みつけ、この事故を「風化させない」事こそが安全への誓いとする。

ラビット急行株式会社
代表取締役社長 松永 新一



3. 輸送の安全に関わる目標及び当該目標の達成状況

＜安全目標：令和3年度＞

- (1)車外人身有責事故件数 0件 → 0件【目標達成】
- (2)物損事故総件数 5件以内 → 5件【目標達成】
- (3)お客様クレームを年間 5件以下 → 0件【目標達成】
- (4)車両年間燃費 3.6Km/L(大型・長距離) 2.7Km/L(大型・近距離) 4.3Km/L(中型)
→ 大型2.3Km/L(近距離) 中型2.8Km【目標未達成】
- (5)サイドミラー破損件数 0件 → 1件【目標未達成】

4. 輸送の安全に関する重点施策

令和3年度に実施するべき重点施策を以下の通りに定めました。

- (1)輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、「関係法令に定められた事項」を守り事故撲滅に努めます。
- (2)輸送の安全に関する「費用支出及び投資」を積極的かつ効率的に行うよう努めます。
- (3)輸送の安全に関する「必要な是正措置又は予防措置」を講じ、現場からのボトムアップで各対策を進めていけるよう努めます。
- (4)輸送の安全に関する「情報の連絡体制」を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有し、更なる意識の向上に努めます。
- (5)輸送の安全に関する「道路状況、天候、災害、感染症、その他の情報を的確に判断」し、人命の確保を最優先に考えてまいります。
- (6)輸送の安全に関する「教育及び研修」に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施します。
- (7)乗務員の行動規範の遵守
 - ①ひとりひとりが「会社の顔」としての自覚を持ち、日々の仕事を遂行します。
 - ②健康管理は社会人としての仕事の一環
 - ③相互理解のもと「相手を思いやり」、よりよい協力体制を作ります。
 - ④重要事項(運行上、車両関係、健康上、道路状況、天候、その他必要なこと)の確実な報告。

5. 輸送の安全に関する計画【令和3年度】

- (1)全社員は年間6回以上の研修機会を持ち、法令の改正点、ASVの説明・研修、薬物・飲酒運転防止講習を行なう。又、適宜ドライバーの個別面談指導を実施し、個々の社員の健康状態や生活面の課題等を把握した上で、きめ細かい安全指導を行います。
- (2)飲酒運転防止のため、より確実な本人確認のもとで対面でのアルコールチェックを行います。
なお、貸切乗務での宿泊先など、車庫で点呼を行なうことができない場合にはスマートフォンを利用した画像撮影機能付きアルコールチェッカーの使用頻度を100%とし、その使用方法並びに使用機器の機能チェックを年間2回程度行います。
- (3)自動車事故対策機構を活用し、3年に1回適性診断を受診、初任診断、適齢診断(毎年)も随時受診させています。又、運行管理並びに整備管理の補助者についても運行管理者並びに整備管理者の選任を受けている者と同様の2年毎の一般講習を受講させます。
- (4)安全統括室と運行管理者との情報を共有するための会議を行なう。(点呼者会議の開催)
- (5)運行管理者会議を開催し、ドライバーへのヒヤリハット事例の報告、法令の改正点などの講習を行ない運行管理者及び補助者としてのスキルアップを図ります。



- (6)健康診断を年2回受診させ、その結果をふまえて乗務員の健康管理について会社として産業医と連携して積極的に取り組みます。又、2018年11月15日の事故を踏まえて、3年サイクルで、SAS・脳ドック・心臓ドックを行なっています。並行して健康講和も年3～4回実施し、健康と安全の重要な関係性を乗務員に粘り強く説明をし、研修を重ねてまいります。又、感染症についての正しい知識を勉強し、「かからない・うつさない」ための対策、指導を行います。
- (7)危機管理上必要なAED救急救命訓練、緊急時脱出訓練、緊急停止訓練を行います。
- (8)燃費についての表彰制度をつくり、更なるステップアップしたエコドライブを目指します。(平成30年度で全車両新型車となりましたので、比較が可能になりました。)
年1回のエコドライブ講習は引き続き行い、グリーン経営を実践してまいります。
- (9)デジタコと通信ドライブレコーダーを使用し、乗務員の監視・管理体制を確立し、その為の要因の確保や研修を行ないます。(運転姿勢、集中力や事故原因の追究、ヒヤリハット等の研修に活用する。)
- (10)災害時の訓練・教育を行ないます。(バスジャック訓練も含まれます)緊急時の連絡網&ASV装置の操作・理解、並びにIP無線等の活用講座を開きます。
- (11)全乗務員との個別面談を経営トップが直接行い、ヒアリングすることで労使間の溝を埋めるよう努力します。
- (12)計画、施策の進捗状況の把握のため、振り返り会議を年1回以上は行います。

6. 輸送の安全に関する予算額【令和3年度】

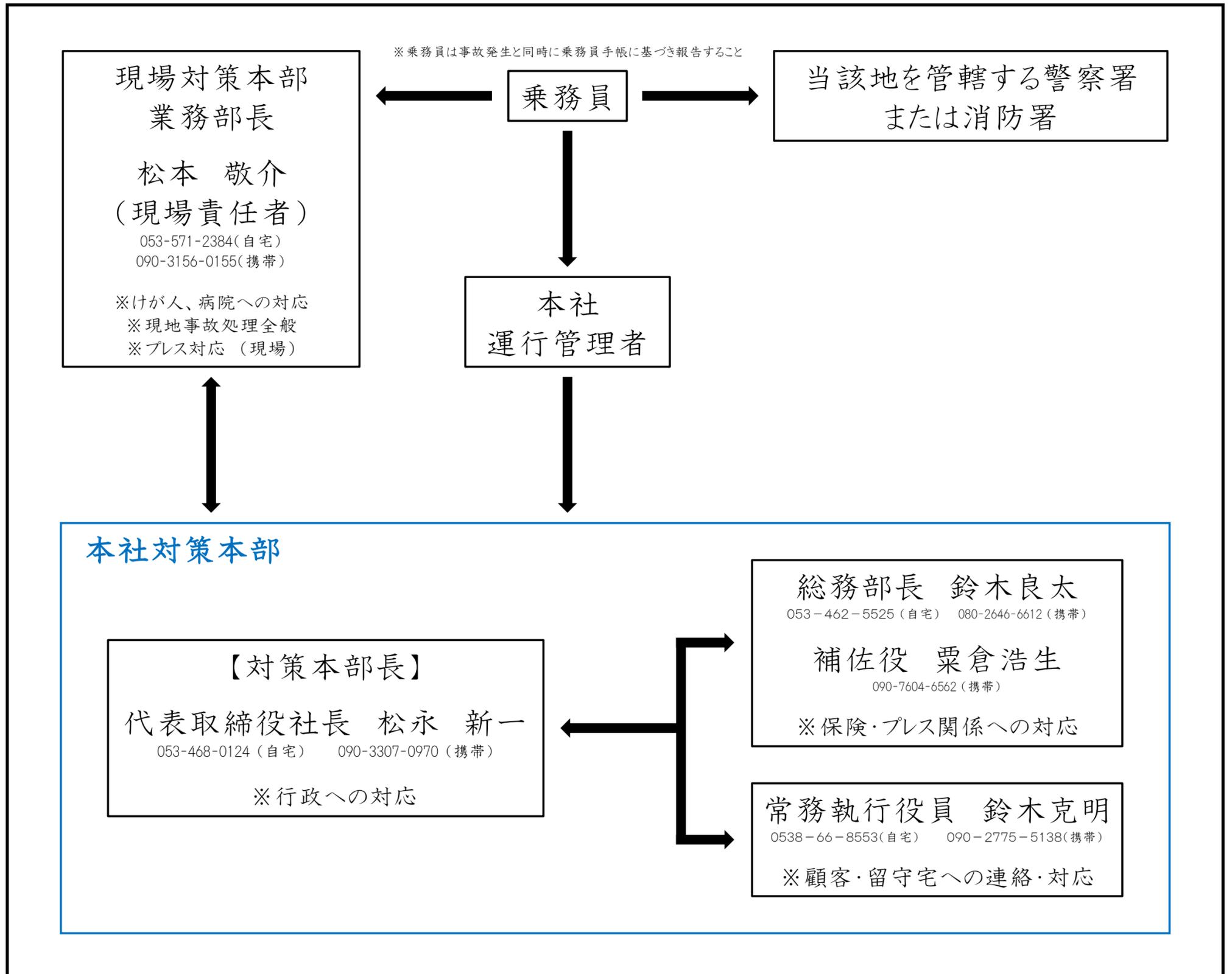
研修会参加費用	¥ 400,000
健康診断費用(各ドックを含む)	¥ 2,500,000
ドライバー教育の為の教材	¥ 300,000
ストレスチェック・健康講習等(感染症等含む)	¥ 500,000
冬季タイヤ購入	¥ 1,000,000
救急救命講習費	¥ 80,000
運転技術向上訓練費	¥ 250,000
運行管理者・整備管理者の教育	¥ 100,000
合計	¥ 5,130,000

7. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

平成31年4月1日より、安全統括管理者は常務執行役員 鈴木克明です。安全マネジメントや組織図を社内掲示板、インターネット上にも掲載し、広報してまいります。又、お客様並びに外部からのクレームには真摯に対処し、事故防止委員会(委員長 鈴木良太)にて事情聴取をし、対策等を考え、安全統括室と連携し、防止方法を敏速に発信します。又、車両事故についても同様の対応をし、並行してこの情報を教育にも生かすように努力してまいります。通信ドライブレコーダーによるドライバーへの現場の動き、あるいは流れに則した教育をより充実したものにしてまいります。そして、社内監査等のチェック体制も充実していきたいと考えております。又、安全統括室は、経営トップの直轄とし、指示や命令が敏速かつ有効に進められるようにしてまいります。



事故、災害等緊急時の報告並びに連絡体制



- ①当社における輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統の概略図は当社の安全管理規定に記載されているとおりです。
- ②当社における重大事故発生時及び災害、緊急時の報告並びに連絡体制の概略図は当社の安全管理規定に記載されているとおりです。



8. 輸送の安全に関する重点施策

令和3年度に実施すべき重点施策を「2・輸送の安全に関する基本的な方針」に基づき「4・輸送の安全に関する重点施策」のとおりに決めました。

また、重点施策の実施のために策定した実施項目は「9・輸送の安全に関する計画及び輸送の安全のために講じる措置」にて掲載させていただきます。

9. 輸送の安全に関する計画及び輸送の安全のために講じる措置

輸送の安全が最も重要であるという意識を徹底し、「関係法令に定められた事項」を守り事故撲滅に努めます。

(1) 内部監査の実施

(2) 事故防止のための計画・実施事項

車外人身有責事故件数 0件
物損事故総件数 5件以内
お客様クレームを年間 5件以下
車両年間燃費 3.6Km/L(大型・長距離) 2.7Km/L(大型・近距離) 4.3Km/L(中型)
サイドミラー破損件数 0件

- ① 出発点呼は特に厳正に行い、各チェック項目を確実に確認し報告する。
(健康面では血圧・体温チェック)
- ② バック時は窓を開けハザードランプを点灯して構内事故防止に努める。(運転席側窓を開ける)
- ③ 高速道路では巡行速度90Km以下を守り、等速走行でエコドライブを励行する。(燃費向上)
- ④ 車間距離を十分に取り、余裕ある運転を心掛け、事故防止に努める。
(高速道路は100m以上、一般道は50m以上)
- ⑤ 毎日の健康管理を怠る事なく、万が一の時は早めに会社へ報告をし、会社の指示を受ける事とする。
(健康診断結果をもとに、産業医や保健師、会社と話し合い、健康管理の基とする。)
- ⑥ 感染症対策の知識を身につける。
- ⑦ 運行前、運行後の報告は、遅延理由も含めて具体的に正確に報告することに努める。
- ⑧ 運行上の変更・問題点はすぐに会社に連絡する。会社の許可なく変更してはならない。
- ⑨ 違法薬物の使用や運行前の飲酒については、根絶することを誓う。

輸送の安全に関する「費用支出及び投資」を積極的かつ効率的に行うよう努めます。

- (1) 感染症予防対策
- (2) 全従業員の健康管理
- (3) 車両の安全性維持
- (4) 安全運転のための各種研修



輸送の安全に関する情報共有、情報伝達のための連絡体制を確立する。

(1) 事故情報または社内情報の共有と活用体制の再構築

(2) 社長面談、点呼者会議、全体会議等

輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施する。

(1) 「令和3年度バス運転者教育計画」の通り計画した教育及び研修の実施

(2) 外部機関における安全運転研修の実施

(3) 経営トップまたは安全統括管理者による点呼状況の調査、指導

(4) ドライブレコーダーを活用した事故防止のための教育または研修の実施

(5) 緊急時を想定した訓練または研修の実施

令和3年度バス運転者教育計画

月	内容	月	内容
4	・乗務員研修		・エコドライブ研修
	・適性診断結果による指導		・ヒヤリハット報告(ドラレコ映像視聴)
5	・AED研修	2	・安全運転中央研修所
	・緊急時対応訓練		・バス運転者と社長との個別面談
	・全体会議	3	・内部監査
	・適性診断結果による指導		・首席会議
・人間ドック、成人病健診の実施		・マネジメントレビュー会議	
6	・ヒヤリハット報告(ドラレコ映像視聴)	毎月	・交通安全テスト、危険予知訓練
	・全体会議		・ヒヤリハット個人面談
	・成人病健診・一般健診の実施		・安全衛生委員会
7	・健診結果による面談	適宜	・事故防止委員会
8	・ストレスチェック、SAS検査の実施		・デジタコ結果による指導
	・乗務員研修	・初任運転者、高齢運転者研修	
9	・ストレスチェック、SAS、健診の結果による面談の実施		
	・外部講師による健康講和		
	・ヒヤリハット報告(ドラレコ視聴)		
10			
11			
12	・労基法、改善基準告示の解説		
	・秋の反省と年末年始の渋滞予測と対処法		
	・危険な道路や地区についての情報公開		
	・ヒヤリハット報告(ドラレコ映像視聴)		
	・特定業務者健診、脳MRIの実施		
	・安全運転中央研修所		
	・社長による社内巡回		
・安全統括室より目標達成状況の中間報告			
1	・首席会議		
	・運行管理補助者への運行管理講習		
	・特定業務者健診の結果による面談の実施		
	・安全運転中央研修所		
	・雪道研修		



10. 輸送の安全に関する教育及び研修の計画(令和3年度)

- (1) 全社員は年間6回以上の研修機会を持ち、法令の改正点、ASVの説明・研修、薬物・飲酒運転防止講習を行う。又、適宜ドライバーの個別面談指導を実施し、個々の社員の健康状態や生活面の課題等を把握した上で、きめ細かい安全指導を行います。
- (2) 飲酒運転防止のため、より確実な本人確認のもとで対面でのアルコールチェックを行います。
なお、貸切乗務での宿泊先など、車庫で点呼を行うことができない場合にはスマートフォンを利用した画像撮影機能付きアルコールチェッカーの使用頻度を100%とし、その使用方法並びに使用機器の機能チェックを年間2回程度行います。
- (3) 自動車事故対策機構を活用し、3年に1回適性診断を受診、初任診断、適齢診断(毎年)、も随時受診させています。又、運行管理並びに整備管理の補助者についても運行管理者並びに整備管理者の選任を受けている者と同様の2年毎の一般講習を受講させます。
- (4) 安全統括室と運行管理者との情報を共有するための会議を行なう。(点呼者会議の開催)
- (5) 運行管理者会議を開催し、ドライバーへのヒヤリハット事例の報告、法令の改正点などの講習などを行い、運行管理者及び補助者としてのスキルアップを図ります。
- (6) 健康診断を年2回受診させ、その結果を踏まえて乗務員の健康管理について会社として産業医と連携して積極的に取り組みます。又、2018年11月15日の事故を踏まえて、3年サイクルで、SAS・脳ドック・心臓ドックを行っていきます。並行して健康講和も年3~4回実施し、健康と安全の重要な関係性を乗務員に粘り強く説明をし、研修を重ねてまいります。又、感染症についての正しい知識を勉強し、かからない・うつさない対策、指導を行います。
- (7) 危機管理上必要なAED救急救命訓練、緊急脱出訓練、緊急停止訓練を行います。
- (8) 燃費についての表彰制度をつくり、更なるステップアップしたエコドライブを目指します。エコドライブ講習は引き続き行い、グリーン経営を実践してまいります。
- (9) デジタコと通信ドライブレコーダーを使用し、乗務員の監視・管理体制を確立し、その為の要因の確保や研修を行ないます。(運転姿勢、集中力や事故原因の追究、ヒヤリハット等の研修に活用する。)
- (10) 災害時の訓練・教育を行います。(バスジャック訓練も含みます)緊急時の連絡網 & ASV装置の操作・理解並びにIP無線等の活用講座を開きます。
- (11) 全乗務員との個別面談を経営トップが直接行い、ヒヤリングすることで労使間の溝を埋めるよう努力します。
- (12) 計画、施策の進捗状況の把握のため、振り返り会議を年1回以上は行います。



11. 令和3年度の輸送の安全のための重点施策と講じた措置

輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、「関係法令に定められた事項」を守り事故撲滅に努めます。

- (1) 経営トップ、安全統括室による全体会議・事故防止委員会の開催
- (2) 内部監査の実施
「12. 輸送の安全に関する内部監査結果並びに当該結果に基づき講じた措置及び講じようとする措置」参照。
- (3) 事故防止のための計画・実施事項(各班ごと)
計画については「9. 輸送の安全に関する計画及び輸送の安全のために講じる措置」より「令和3年度バス運転者教育計画」参照。

【全体会議】 ※4・5・6・7・8・12・1・3月



※全体会議による法令遵守の周知徹底

【事故防止委員会】 ※8・11月



※事故防止委員会による事故撲滅の推進

輸送の安全に関する「費用支出及び投資」を積極的かつ効率的に行うよう努めます。

新型コロナウイルス感染予防対策(高・低濃度オゾン発生器、非接触型検温器・飛沫防止板等)

【運行時低濃度オゾン発生器】



※全12台購入

【飛沫防止アクリル板】



※全車両に設置



輸送の安全に関する「必要な是正措置又は予防措置」を講じ、現場からのボトムアップで各対策を進めていけるよう努めます。

(1)内部監査の実施

「12. 輸送の安全に関する内部監査結果並びに当該結果に基づき講じた措置及び講じようとする措置」参照。

(2)ヒヤリハット情報の収集・分析

(3)点呼者会議の実施

(4)事故情報などの共有・分析

(5)経営トップによる全従業員との個人面談の実施

【ドラレコ研修】 ※6・9・12・3月



※ヒヤリハット情報の収集、活用

【点呼者会議】 ※5・1月



※点呼者との情報共有

輸送の安全に関する「道路状況、天候、災害、感染症、その他の情報を的確に判断」し、人命の確保を最優先に考えてまいります。

道路状況、天候を想定した研修

【雪道研修】



【高速道研修】



※他、山道研修、市街地研修等(画像に関しては研修報告より一部抜粋)



輸送の安全に関する「教育及び研修」において具体的な計画を策定し、これを的確に実施します。

「9. 輸送の安全に関する計画及び輸送の安全のために講じる措置」より「令和3年度バス運転者教育計画」参照。

【緊急時脱出訓練】※5月



【AED研修】※5月



【健康講和】※9月



【乗務員研修】



※R3年度は感染症対策のためリモートにより実施

乗務員の行動規範の遵守

- (1)ひとりひとりが「会社の顔」との自覚を持ち、日々の仕事を遂行します。
- (2)健康管理は社会人としての仕事の一環。
- (3)相互理解のもと「相手を思いやり」、より良い協力体制を作ります。
- (4)重要事項(運行上、車両関係、健康上、道路状況、天候、その他必要なこと)の確実な報告。



12. 輸送の安全に関する内部監査結果並びに当該結果に基づき講じた措置及び講じようとする措置

1. 2021年度において講じた措置は以下の通りです

代表取締役社長・安全統括管理者に対し、輸送の安全の確保のための取り組み、課題等を確認するための内部監査を実施し、それぞれの関与状況を確認しました。

【監査員】鈴木 良太・石島 ことみ

2. 2022年度におきましても以下の措置を講じます

代表取締役社長・安全統括管理者に対し、輸送の安全の確保のための取り組みへの関与状況を内部監査により確認します。

13. 安全管理規定

当社の「安全管理規程」は別紙の通りです。当社については「安全管理規程」の届出の義務を有した事業者であり、2013年10月中に中部運輸局静岡運輸支局に届出を済ませております。

14. 安全統括管理者

当社については、安全統括管理者の届出の義務を有した事業者であり、現時点の安全統括管理者は旅客自動車運送事業運輸規則第47条の5の要件を満たしており、2013年10月に中部運輸局静岡運輸支局に届出を済ませております。

【氏名】鈴木 克明

【役職】常務執行役員

